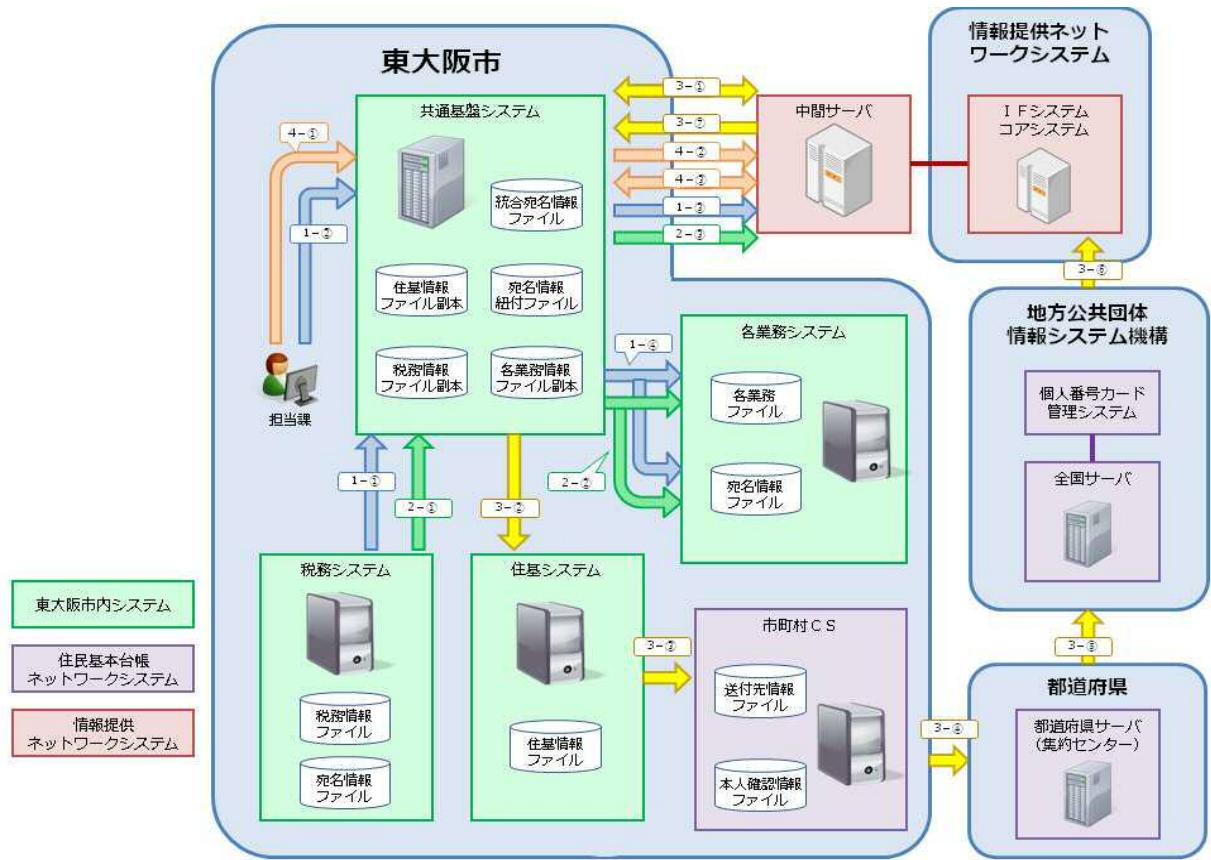


(別紙1) 共通基盤システムに関する情報の流れ



(備考)

1. 宛名情報に関するデータの連携及び登録

- 1-①. 業務システムにて登録または更新された宛名情報を、共通基盤システムに連携する。
- 1-②. 共通基盤システムにて宛名情報の照会・登録・修正・削除を行う。
- 1-③. 共通基盤システムに送信された宛名情報を、中間サーバに送信する。
- 1-④. 共通基盤システムに送信された宛名情報を、各業務システムに送信する。

2. 業務情報に関するデータの連携及び登録

- 2-①. 業務システムにて登録または更新された業務情報を、共通基盤システムに連携する。
- 2-②. 共通基盤システムに送信された業務情報を、各業務システムに送信する。
- 2-③. 共通基盤システムに送信された業務情報を、中間サーバに送信する。

3. 符号取得に関するデータの連携及び登録

- 3-①. 共通基盤システムにおいて宛名情報が新規登録されることに伴い、中間サーバに対し処理通番の発行を依頼し、処理通番を受領する。
 - 3-②. 処理通番及び当該宛名情報を、住基システムに送信する。
 - 3-③. 処理通番及び住民情報を、市町村CSに送信する。
 - 3-④. 市町村CSにて送信された情報を当該都道府県の都道府県サーバに送信する。
 - 3-⑤. 都道府県サーバへ送信した情報は全国サーバへ送信される。
 - 3-⑥. 全国サーバへ送信した情報は情報提供ネットワークシステムへ送信される。(中間サーバ内に符号が格納される。)
 - 3-⑦. 中間サーバから共通基盤システムに対し、符号取得が完了した旨の通知がされる。

4. 特定個人情報の照会・提供

- 4-①. 共通基盤システムから対象者に係る特定個人情報の照会または提供を行う。
- 4-②. 共通基盤システムにて送信された情報を中間サーバに送信する。
- 4-③. 特定個人情報の照会の場合は、情報提供ネットワークシステムへ必要な要求を行い、その結果を共通基盤システムへ送信する。

特定個人情報の提供の場合は、当該情報を中間サーバに登録し、その処理結果を共通基盤システムへ送信する。

(別紙2)-(1) 特定個人情報ファイルの記録項目

課税対象者情報ファイル

項目名
1 課税年度
2 宛名番号
3 個人番号
4 氏名
5 住所
6 生年月日
7 性別
8 世帯番号
9 繩柄
10 世帯主名
11 納税義務区分
12 更新年月日
13 更新職員ID
14 年齢
15 居住区分CD
16 翌年度対象外区分
17 電話番号
18 均等割課税区分
19 非課税区分
20 徴収希望区分
21 証明停止区分
22 課税注意区分
23 生活扶助認定年月日
24 生活扶助廃止年月日
25 配偶者宛名番号
26 配偶者氏名
27 扶養者宛名番号
28 扶養者氏名
29 専従主宛名番号
30 専従主氏名
31 調査状況CD
32 通知書返戻
33 給報氏名
34 その他氏名
35 送付情報 (申告案内書発送・翌年度申告案内書発送CD・扶養照会本人発送回答・扶養照会事業発送回答・遠扶養調査発送回答・未申告調査発送回答・他市回送発送・294条通知発送)
36 住登地住所

(別紙2)–(2) 特定個人情報ファイルの記録項目

課税資料ファイル	※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。
項目名	項目名
1 課税年度	56 分離株式譲渡所得(一般)
2 宛名番号	57 分離株式譲渡所得(新株)
3 更新年月日	58 分離株式譲渡所得
4 更新職員ID	59 分離株式譲渡課税所得
5 資料区分	60 山林所得特別控除前
6 資料管理番号	61 山林所得
7 納税者(受給者)の個人番号	62 山林課税所得
8 事業所番号	63 退職所得
9 控除対象配偶者区分	64 退職課税所得
10 同一生計配偶者区分	65 総合課税所得
11 本人該当	66 総合短期譲渡特別控除前
12 配偶者未成年区分	67 総合長期譲渡特別控除前
13 障害区分	68 一時所得特別控除前
14 老人・寡婦・勤労学生区分	69 先物取引所得
15 扶養人数	70 先物取引課税所得
16 特定	71 分離株式譲渡所得(未公開)
17 年少	72 分離株式譲渡所得(上場)
18 老人同居	73 分離配当所得
19 老人	74 分離配当課税所得
20 その他	75 株式譲渡繰越控除
21 その他(16歳以上18歳以下)	76 先物取引繰越控除
22 その他(23歳以上69歳以下)	77 居住用財産繰越控除
23 扶養障害人数	78 配当所得
24 特別障害者人数	79 非居住特例
25 普通障害者人数	80 変動所得
26 扶養者情報	81 前年変動所得
27 扶養者の宛名番号	82 前々年変動所得
28 扶養者の個人番号	83 臨時所得
29 扶養区分	84 平均課税対象額
30 所得金額	85 純損失
31 営業等所得	86 雜損失
32 農業所得	87 総所得金額等
33 その他事業所得	88 一般給与所得
34 不動産所得	89 公的年金所得
35 利子所得	90 その他雑所得
36 配当所得(所得税)	91 免税所得
37 給与所得	92 特例肉用牛所得(売却額)
38 雜所得	93 土地等事業所得
39 総合短期譲渡所得	94 超短期土地等事業所得
40 総合長期譲渡所得	95 非課税所得
41 一時所得	96 特例肉用牛課税所得
42 業務雑所得	97 収入金額
43 長短期一時所得1/2	98 営業等収入
44 分離短期譲渡特別控除前(一般)	99 農業収入
45 分離短期譲渡所得(一般)	100 その他事業収入
46 分離短期譲渡特別控除前(軽減)	101 不動産収入
47 分離短期譲渡所得(軽減)	102 利子収入
48 分離短期譲渡課税所得	103 配当収入
49 分離長期譲渡特別控除前(一般)	104 給与収入
50 分離長期譲渡所得(一般)	105 雜収入(公的年金)
51 分離長期譲渡特別控除前(特定)	106 雜収入(その他)
52 分離長期譲渡所得(特定)	107 分離株式譲渡収入(一般)
53 分離長期譲渡特別控除前(軽課)	108 分離株式譲渡収入(新株)
54 分離長期譲渡所得(軽課)	
55 分離長期譲渡課税所得	

項目名		項目名
108 退職収入	161	扶養控除
109 専従者給与収入	162	基礎控除
110 専従者給与所得	163	配偶者合計所得
111 先物取引収入	164	専従者控除合計額
112 分離株式譲渡収入(未公開)	165	地震保険料控除
113 分離株式譲渡収入(上場)	166	国外居住人数
114 分離配当収入	167	源泉徴収時控除済額
115 総合短期譲渡収入	168	控除外額
116 総合長期譲渡収入	169	特別控除額
117 一時収入	170	配当控除
118 分離短期譲渡収入(一般)	171	住宅取得等特別控除
119 分離短期譲渡収入(軽減)	172	政党等寄附金特別控除
120 分離長期譲渡収入(一般)	173	災害減免額
121 分離長期譲渡収入(特定)	174	外国税額控除
122 分離長期譲渡収入(軽課)	175	定率減税額
123 山林収入	176	分離短期譲渡特別控除(一般)
124 支払金額	177	分離短期譲渡特別控除(軽減)
125 医療費支払額	178	分離長期譲渡特別控除(一般)
126 旧個人年金保険料	179	分離長期譲渡特別控除(特定)
127 旧長期保険料	180	分離長期譲渡特別控除(軽課)
128 社会保険料	181	山林所得特別控除
129 寄附金支払額(特例控除)	182	総合譲渡特別控除
130 寄附金支払額(市町村指定)	183	一時所得特別控除
131 寄附金支払額(道府県指定)	184	住宅耐震改修特別控除
132 寄附金支払額(募金・日赤)	185	住宅借入金等特別控除可能額
133 1号支払額	186	電子証明書等特別控除
134 2号支払額	187	住宅借入金等特別控除見込額
135 3号支払額	188	長期優良住宅新築等特別税額控除
136 短期保険料	189	既存住宅特定改修特別税額控除
137 旧一般生命保険料	190	認定NPO法人等特別税額控除
138 地震保険料	191	配当割
139 新一般生命保険料	192	株式譲渡所得割
140 新個人年金保険料	193	特定支出控除
141 介護医療保険料	194	退職所得控除額
142 国民年金保険料等の金額	195	外国税額控除対象額(道府県民税)
143 医療費補てん額	196	外国税額控除対象額(市町村民税)
144 寄附金支払額(所得税)	197	投資・リース税額控除
145 寄附金支払額(地方税)	198	定額減税額
146 控除金額	199	相当年度
147 雜損控除	200	基準日
148 医療費控除	201	表内エラー区分
149 社会保険料控除	202	取消区分
150 小規模共済掛金控除	203	エラー資料件数表示ボタン
151 生命保険料控除	204	非合算区分チェックボックス
152 損害保険料控除	205	修正未完チェックボックス
153 寄附金控除	206	カナ氏名
154 寄附金控除(所得税)	207	入力生年月日
155 老年者控除	208	電話番号
156 葬儀・墓石控除	209	徴収方法区分コンボボックス
157 勤労学生控除	210	納税者番号
158 障害者控除	211	青白区分チェックボックス
159 配偶者控除	212	分離区分チェックボックス
160 配偶者特別控除	213	損失区分チェックボックス
	214	修正区分チェックボックス
	215	特農区分チェックボックス
	216	還付区分チェックボックス

項目名	項目名
217 支払者氏名名称	268 分離長期一般条文CD
218 支払者住所居住地	269 分離長期特定条文CD
217 支払者電話番号	270 分離長期軽課條文CD
218 支払者住所居住地	280 分離長期居住条文CD
219 受給者番号	
220 就職区分チェックボックス	
221 就職年月日	
222 退職区分チェックボックス	
223 退職年月日	
224 年調済区分チェックボックス	
225 訂正分給報区分チェックボックス	
226 租税条約区分チェックボックス	
227 普徴区分チェックボックス	
228 乙欄区分チェックボックス	
229 死亡退職区分チェックボックス	
230 災害者区分チェックボックス	
231 外国人区分チェックボックス	
232 専給区分チェックボックス	
233 前職区分チェックボックス	
234 平均課税区分チェックボックス	
235 総所得入力金額合計	
236 総所得算出金額合計	
237 総所得控除入力金額合計	
238 総所得控除算出金額合計	
239 住宅控除適用数	
240 住宅控除居住年月日	
241 住宅控除区分	
242 強制均等割り課税CDコンボボックス	
243 利用者識別番号	
244 ファイル種別	
245 申告区分	
246 確定申告書区分	
247 課税異動事由CD	
248 取込区分	
249 異動年月日	
250 局署番号	
251 整理番号	
252 バッチ番号	
253 受付番号	
254 連絡データ作成年月日	
255 団体確認用CD	
256 台帳番号	
257 ファイル名	
258 専従青白区分	
259 配専区分	
260 他専人人数	
261 専従者支払入力額	
262 専従者支払算出額	
263 専従主宛名番号	
264 配偶者宛名番号	
265 専従者明細 (取消区分・氏名・生年月日・宛名番号・ 専従者給与収入・一連番号・金額有FLG)	
266 分離短期一般条文CD	
267 分離短期軽減条文CD	

(別紙2)–(3) 特定個人情報ファイルの記録項目

課税台帳ファイル ※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

項目名	項目名
1 課税年度	55 分離短期譲渡特別控除前(軽減)
2 宛名番号	56 分離短期譲渡所得(軽減)
3 個人番号(※)	57 分離短期譲渡課税所得
4 更新年月日	58 分離長期譲渡特別控除前(一般)
5 更新職員ID	59 分離長期譲渡所得(一般)
6 課税所得情報	60 分離長期譲渡特別控除前(特定)
7 課税区分	61 分離長期譲渡所得(特定)
8 申告区分	62 分離長期譲渡特別控除前(軽課)
9 事業所番号	63 分離長期譲渡所得(軽課)
10 資料管理番号	64 分離長期譲渡課税所得
11 控除対象配偶者区分	65 分離株式譲渡所得(一般)
12 同一生計配偶者区分	66 分離株式譲渡所得(新株)
13 本人該当	67 分離株式譲渡所得
14 配偶者未成年区分	68 分離株式譲渡課税所得
15 障害区分	69 山林所得特別控除前
16 老人・寡婦・勤労学生区分	70 山林所得
17 扶養人数	71 山林課税所得
18 特定	72 退職所得
19 年少	73 退職課税所得
20 老人同居	74 総合課税所得
21 老人	75 総合短期譲渡特別控除前
22 その他	76 総合長期譲渡特別控除前
23 その他(16歳以上18歳以下)	77 一時所得特別控除前
24 その他(23歳以上69歳以下)	78 先物取引所得
25 扶養障害人数	79 先物取引課税所得
26 特別障害者人数	80 分離株式譲渡所得(未公開)
27 普通障害者人数	81 分離株式譲渡所得(上場)
28 都道府県民税額	82 分離配当所得
29 均等割額	83 分離配当課税所得
30 所得割額	84 株式譲渡繰越控除
31 市町村民税額	85 先物取引繰越控除
32 均等割額	86 居住用財産繰越控除
33 所得割額	87 配当所得
34 森林環境税額	88 非居住特例
35 年税額	89 変動所得
36 普通徴収	90 前年変動所得
37 特別徴収	91 前々年変動所得
38 年金特徴	92 臨時所得
39 公年所得算出税額	93 平均課税対象額
40 給年所得算出税額	94 純損失
41 所得金額	95 雜損失
42 営業等所得	96 総所得金額等
43 農業所得	97 一般給与所得
44 その他事業所得	98 公的年金所得
45 不動産所得	99 その他雑所得
46 利子所得	100 免税所得
47 配当所得(所得税)	101 特例肉用牛所得(売却額)
48 給与所得	102 土地等事業所得
49 雜所得	103 超短期土地等事業所得
50 総合短期譲渡所得	104 非課税所得
51 総合長期譲渡所得	105 特例肉用牛課税所得
52 一時所得	
52 長短期一時所得1/2	
53 分離短期譲渡特別控除前(一般)	
54 分離短期譲渡所得(一般)	

項目名	項目名
106 収入金額	控除金額
107 営業等収入	雑損控除
108 農業収入	医療費控除
109 その他事業収入	社会保険料控除
110 不動産収入	小規模共済掛金控除
111 利子収入	生命保険料控除
112 配当収入	損害保険料控除
113 給与収入	寄附金控除
114 雜収入(公的年金)	寄附金控除(所得税)
115 雜収入(その他)	老年者控除
116 分離株式譲渡収入(一般)	寡婦・寡夫控除
117 分離株式譲渡収入(新株)	勤労学生控除
118 退職収入	障害者控除
119 専従者給与収入	配偶者控除
120 専従者給与所得	配偶者特別控除
121 先物取引収入	扶養控除
122 分離株式譲渡収入(未公開)	基礎控除
123 分離株式譲渡収入(上場)	配偶者合計所得
124 分離配当収入	専従者控除合計額
125 総合短期譲渡収入	地震保険料控除
126 総合長期譲渡収入	国外居住人数
127 一時収入	源泉徴収時控除済額
128 分離短期譲渡収入(一般)	控除外額
129 分離短期譲渡収入(軽減)	特別控除額
130 分離長期譲渡収入(一般)	配当控除
131 分離長期譲渡収入(特定)	住宅取得等特別控除
132 分離長期譲渡収入(軽課)	政党等寄附金特別控除
133 山林収入	災害減免額
134 支払金額	外国税額控除
135 医療費支払額	定率減税額
136 旧個人年金保険料	分離短期譲渡特別控除(一般)
137 旧長期保険料	分離短期譲渡特別控除(軽減)
138 社会保険料	分離長期譲渡特別控除(一般)
139 寄附金支払額(特例控除)	分離長期譲渡特別控除(特定)
140 寄附金支払額(市町村指定)	分離長期譲渡特別控除(軽課)
141 寄附金支払額(道府県指定)	山林所得特別控除
142 寄附金支払額(募金・日赤)	総合譲渡特別控除
143 1号支払額	一時所得特別控除
144 2号支払額	住宅耐震改修特別控除
145 3号支払額	住宅借入金等特別控除可能額
146 短期保険料	電子証明書等特別控除
147 旧一般生命保険料	住宅借入金等特別控除見込額
148 地震保険料	長期優良住宅新築等特別税額控除
149 新一般生命保険料	既存住宅特定改修特別税額控除
150 新個人年金保険料	認定NPO法人等特別税額控除
151 介護医療保険料	配当割
152 国民年金保険料等の金額	株式譲渡所得割
153 医療費補てん額	特定支出控除
154 寄附金支払額(所得税)	退職所得控除額
155 寄附金支払額(地方税)	外国税額控除対象額(道府県民税)
	外国税額控除対象額(市町村民税)
	投資・リース税額控除
	定額減税額

項目名		項目名
207 稅額	260 課稅標準金額	
208 分離短期譲渡所得税額	261 減免額	
209 分離長期譲渡所得税額	259 既課税額	
210 分離株式譲渡所得税額	260 充當額	
211 山林所得税額	261 還付額合計	
212 退職所得税額	262 年金税額	
213 総合所得税額	263 既充当債権徵收額	
214 差引所得税額	264 年金特徵税額 優先値	
215 再差引所得税額	265 減免事由	
216 源泉徵收税額	266 減免事由名称	
217 申告納税額	267 減免通知年月日	
218 控除前所得税額	268 減免区分	
219 還付所得税額	269 減免区分名称	
220 先物取引所得税額	270 保留区分	
221 分離配当所得税額	271 保留区分名称	
222 還付充当可能額(配当割・譲渡割)	272 減免開始年月日	
223 1号源泉徵收税額	273 減免終了年月日	
224 2号源泉徵收税額	274 被災状況CD	
225 3号源泉徵收税額	275 被災状況名称	
226 定率減税後所得税額	276 被災年月日	
227 申告所得税額	277 減免申請年月日	
228 特例肉用牛所得税額	278 交付開始年月日	
229 必要経費	279 減免前年税額	
230 総合短期譲渡必要経費	280 減免状況	
231 総合長期譲渡必要経費	281 減免状況名称	
232 一時必要経費	282 免除額	
233 分離短期譲渡必要経費(一般)	283 免除事由	
234 分離短期譲渡必要経費(軽減)	284 分離短期一般条文CD	
235 分離長期譲渡必要経費(一般)	285 分離短期軽減条文CD	
236 分離長期譲渡必要経費(特定)	286 分離長期一般条文CD	
237 分離長期譲渡必要経費(軽課)	287 分離長期特定条文CD	
238 株式譲渡必要経費(未公開)	288 分離長期軽課条文CD	
239 株式譲渡必要経費(上場)	289 分離長期居住条文CD	
240 先物取引必要経費	290 内特徵切替区分	
241 山林必要経費	291 納通不作成	
242 株式譲渡必要経費(一般)	292 異動年月日	
243 株式譲渡必要経費(新株)	293 資料区分	
244 分離配当必要経費	294 受給者番号	
245 相當年度	295 月割開始	
246 徵収区分	296 納税者番号	
247 異動事由	297 期割開始	
248 決定年月日	298 租税条約区分	
249 発付年月日	299 年特変更月	
250 合計所得金額	300 強制均等割課税	
251 総所得金額等	301 給報資料枚数	
252 所得控除合計	302 年金資料枚数	
253 専従配専	303 確申資料枚数	
254 専従他専	304 地申資料枚数	
255 通知事由ボタン	305 その他資料枚数	
256 平均課税チェックボックス		
257 年金特徵チェックボックス		
258 年金特徵税額保持チェックボックス		
259 専従青白区分後コンボボックス		

(別紙3)提供先一覧

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<個人住民税>

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	提供省令第2条の表第1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
全国健康保険協会	提供省令第2条の表第2項	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
健康保険組合	提供省令第2条の表第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
総務大臣又は都道府県知事	提供省令第2条の表第4項	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣	提供省令第2条の表第5項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
全国健康保険協会	提供省令第2条の表第7項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事	提供省令第2条の表第11項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事	提供省令第2条の表第13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	提供省令第2条の表第15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事又は市町村長	提供省令第2条の表第20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	提供省令第2条の表第28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	提供省令第2条の表第37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事	提供省令第2条の表第39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事等	提供省令第2条の表第42項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長	提供省令第2条の表第48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事	提供省令第2条の表第49項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	提供省令第2条の表第53項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
日本私立学校振興・共済事業団	提供省令第2条の表第57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣又は共済組合等	提供省令第2条の表第58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	提供省令第2条の表第59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	提供省令第2条の表第63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
国家公務員共済組合法	提供省令第2条の表第65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
国家公務員共済組合連合会	提供省令第2条の表第66項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長又は国民健康保険組合	提供省令第2条の表第69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣	提供省令第2条の表第73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	提供省令第2条の表第75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	提供省令第2条の表第76項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事等	提供省令第2条の表第81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
地方公務員共済組合	提供省令第2条の表第83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
地方公務員共済組合又は全國市町村職員共済組合連合会	提供省令第2条の表第84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長	提供省令第2条の表第86項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	提供省令第2条の表第87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事	提供省令第2条の表第88項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事 又は市町村長	提供省令第2条の表第89項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事等	提供省令第2条の表第90項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣 又は都道府県知事	提供省令第2条の表第91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事等	提供省令第2条の表第92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	提供省令第2条の表第96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣 又は都道府県知事	提供省令第2条の表第98項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	提供省令第2条の表第106項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	提供省令第2条の表第108項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
後期高齢者医療広域連合	提供省令第2条の表第115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
特定優良賃貸住宅の供給に関する法律第18条2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市長村長	提供省令第2条の表第124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事等	提供省令第2条の表第125項	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	提供省令第2条の表第129項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	提供省令第2条の表第130項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	提供省令第2条の表第132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事又は保健所を設置する市長	提供省令第2条の表第137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣	提供省令第2条の表第138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
独立行政法人農業者年金基金	提供省令第2条の表第140項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
独立行政法人日本学生支援機構	提供省令第2条の表第141項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣	提供省令第2条の表第142項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事又は市町村長	提供省令第2条の表第144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
総務大臣	提供省令第2条の表第147項	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	提供省令第2条の表第151項	高等学校就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	高等学校就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣	提供省令第2条の表第152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	提供省令第2条の表第155項	子ども・子育て支援法による子どもたちのための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣	提供省令第2条の表第156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事	提供省令第2条の表第158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方立行政策人)	提供省令第2条の表第160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事等	提供省令第2条の表第161項	「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	提供省令第2条の表第163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事	提供省令第2条の表第164項	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であつて主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事	提供省令第2条の表第165項	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事	提供省令第2条の表第166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
文部科学大臣	提供省令第2条の表第167項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事 又は都道府県教育委員会	提供省令第2条の表第168項	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事 又は都道府県教育委員会	提供省令第2条の表第169項	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事 又は都道府県教育委員会	提供省令第2条の表第170項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
文部科学大臣	提供省令第2条の表第171項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事 又は都道府県教育委員会	提供省令第2条の表第172項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事	提供省令第2条の表第173項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

情報提供ネットワークシステム以外で提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
特別徴収義務者・企業	番号法第19条第1号	特徴税額決定情報を特別徴収義務者が把握するため	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	当該課税台帳に記載されているもの	・紙 ・その他(eLTax)	5月及び随時
税務署	番号法第19条第9号	扶養控除否認事項を税務署にて把握するため	地方税関係情報(課税年度別個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	当該課税台帳に記載されているもの	・紙 ・その他(eLTax)	8月9月及び随時